

羽曳野市

「養育(未熟児)医療給付」利用の手引き（申請案内）



1、養育(未熟児)医療給付とは？

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」という）に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して行うものです。なお、養育(未熟児)医療は国の公費として、子ども医療等よりも優先的に受給するよう定められています。

(1) 対象者

羽曳野市内に居住する乳児で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 出生時体重が2,000g以下。
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。
 - (ア)一般状態
 - a 運動不安、けいれんがあるもの。
 - b 運動が異常に少ないもの。
 - (イ)体温 摂氏34度以下。
 - (ウ)呼吸器循環器系。
 - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。
 - b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。
 - c 出血傾向の強いもの。
 - (エ)消化器系
 - a 生後24時間以上排便のないもの。
 - b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。
 - c 血性吐物、血性便のあるもの。
 - (オ)黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。
(重症黄疸による交換輸血を含む)

(2) 給付の内容

診察・医学的処置・治療等の支給が受けられます。(入院治療のみが対象)

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲。保険対象外のものについては除外されます。

(3) 費用（自己負担金）

入院月の約4ヶ月後以降に、福祉医療制度（子ども・ひとり親）の助成を適用した上で「納入通知書」をお送りします。（通常1ヵ月1,000円以下）

ご注意：「自己負担金」を納期限までに支払いされない場合、文書・電話・訪問による督促や、保証人への連絡をさせていただくことがあります。

2、給付申請の方法は？

(1) 申請窓口

羽曳野市役所保険年金課医療助成担当（本館3-4番）

(2) 必要書類

1. 養育医療給付申請書・・・申請者は保護者のうち収入の多い方。
2. 養育医療意見書・・・指定養育医療機関の医師が指定の様式で作成したもの。
3. 世帯調書・・・本人を含め、世帯構成員全員を記載。
4. 住民税額の証明書類・・・地方税関係情報について取得することに同意いただける場合は不要です。
5. 誓約書・・・「徴収金」の支払いに関する誓約書
6. 委任状及び承諾書・・・「徴収金」について、福祉医療制度（子ども・ひとり親）の助成申請及び助成費の受領に関する権限を、養育(未熟児)医療担当課に委任する為の書面。

3、対象期間

養育(未熟児)医療の承認期間は、医師により意見書に記載された診療予定期間の始期（初日）から最長6ヶ月間です。ただし、6ヶ月を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより継続が可能です。

4、その他

- ・ 入院治療を始めてから速やかに羽曳野市役所保険年金課で手続きを済ませてください。医療券が交付されるまでには約1週間かかります。
- ・ わかりにくい点や必要書類、申請方法等についてのご質問、ご相談がありましたら、羽曳野市役所保険年金課でお尋ねください。
- ・ 申請後、住所・電話番号・被保険者証等の変更があれば、必ず羽曳野市役所保険年金課まで連絡してください。

5、実施場所

全国の指定養育医療機関での治療に対して給付されます。

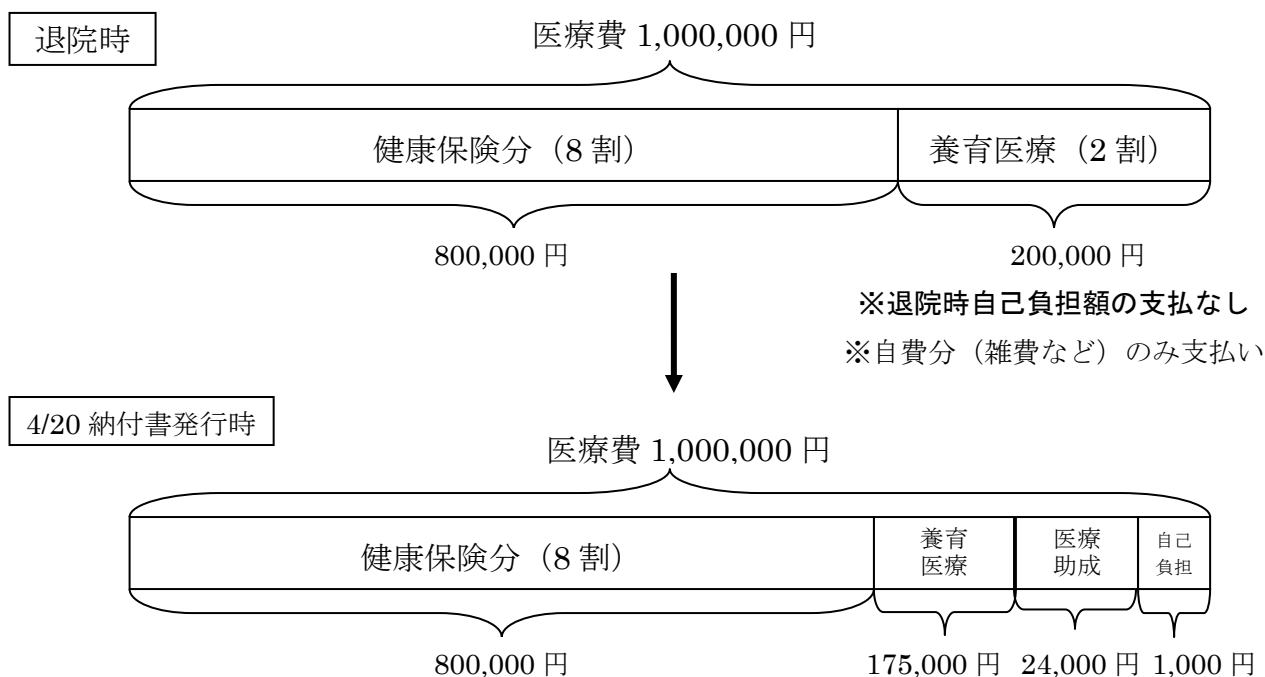
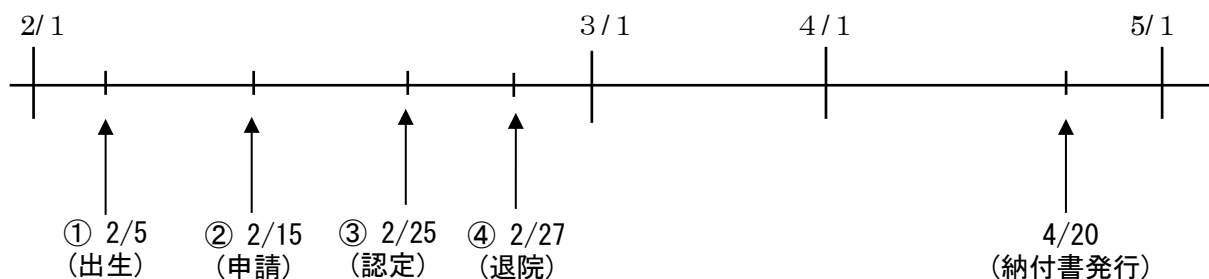
養育（未熟児）医療について

養育医療とは、未熟児の入院治療中における健康保険対象となる医療費を助成する制度です。退院時に適用するため医療費の支払いは発生せず、後日、乳児が属する世帯の市町村民税額等に応じて保護者に徴収金を負担いただきますが、子ども医療などの福祉医療制度と併用できます。その結果、**最終的な自己負担は、月 1,000 円以下**ということになります。

手続きの流れの例

- ① 2/5 出生・・・未熟児医療の対象となるか判断。
- ② 2/15 申請・・・養育医療申請
- ③ 2/25 認定・・・保護者と医療機関に医療券交付。
- ④ 2/27 退院・・・自費分のみ支払い
- ⑤ 4/20 納付書発行・・・納付書（1,000 円）を送付。

タイムスケジュールの例



※養育医療にて2割自己負担分を全額支払い、後日調整することとなります。この例では、養育医療が175,000 円、乳幼児医療から24,000 円、最終自己負担が1,000 円となります。

大阪府が指定する指定養育医療機関一覧(参考)

市立池田病院	大阪府済生会富田林病院	大阪母子医療センター
(医)笠松産婦人科小児科	大阪はびきの医療センター	(医)宝生会 PL 病院
(医)定生会 谷口病院	泉大津市立 周産期小児医療センター	りんくう総合医療センター
(独)国立病院機構 大阪南医療センター	(医)飯藤産婦人科	(医)阪南医療福祉センター 阪南中央病院
箕面市立病院		

(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市については各市にお問合せください。)

お問い合わせ先

羽曳野市役所保険年金課 後期・給付助成担当 (本館 1階③-4番)

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1

TEL (代表) 072-958-1111 (内線 1321・1340)

(直通) 072-947-3603